

「第2次神奈川県イノシシ管理計画（素案）」に対する提出意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

令和4年10月19日（水曜日）から令和4年11月18日（金曜日）まで

2 意見募集結果の概要

○ 意見提出者数 18人

○ 意見内容の概要

意見分類	延べ件数
ア 計画の基本的な考え方について	5件
イ 管理事業について	28件
ウ その他	1件
合計	34件

○ 県の考え方の概要

反映区分	延べ件数
A ご意見は計画案に反映しました	16件
B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています	10件
C ご意見は今後の取組の参考とします	5件
D ご意見は計画案に反映できません	1件
E その他	2件
合計	34件

## 「第2次神奈川県イノシシ管理計画（素案）」に対する提出意見及び意見に対する県の考え方

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
1	イ	他県でも以前はイノシシの出没や被害が非常に少なかった地域で近年急激に増えているという話を聞きます。最近、三浦半島で被害が確認されているという話を聞きますが、他県の例を見ると、今後急激に拡大していく可能性があります。早めの効果的な対策が必要と考えます。	B	横須賀三浦地域においては、今後二子山山系を中心に生息分布が拡大した場合、生活被害・人身被害の急増が懸念されるとともに、甚大な農作物被害が発生するおそれがあることから、引き続きイノシシの定着解消に向けた取組を実施していきます。
2	ア	相模原以東という単語について 「相模川以東」とは相模原以東全域のように捉えられてしまうが、実際に生息するのは三浦半島（横須賀三浦）であり、他の地域にとっては甚だ迷惑であり、風評被害にもつながりかねない。市町（特に三浦半島で最初に目撃や被害を出したのかかわらず、何ら対策を講じなかった葉山町）の責任を曖昧にしている。 今後、市町や住民に「定着解消をする＝根絶する」という強い意識を持たせる意味でも、「三浦半島」と記載すべきである。	D	現在、相模川以東でイノシシの生息が確認されているのは三浦半島ですが、過去に藤沢市、茅ヶ崎市及び鎌倉市等でイノシシが生息または出没した事例があり、今後も侵入する可能性があるため、従前より生息している相模川以西の地域と区別して対策するために相模川以東として記載しています。
3	イ	捕獲メッシュの推移について 捕獲メッシュが減少していますが、山奥での狩猟による捕獲圧が少なくなったからかな、とも思えます。	C	捕獲メッシュの減少については、捕獲圧の変化のほか県内における豚熱のまん延による野生イノシシの減少等、様々な要因が考えられるため、今後も推移を見守っていきます。
4	イ	◆イノシシ捕獲のためのくくり罠の設置方法、設置場所等の改善 近年、シカ、イノシシ捕獲のための足くくり罠にツキノワグマが錯誤捕獲される事例が増加しています。 力の強いクマがくくり罠にかかった際の再放獣は、興奮したクマが暴れてワイヤーから手足が抜けたり、自らの手足を引きちぎって逃走し、付近にいる人間が襲われる可能性があり、極めて危険性が高くなります。 その危険は、見回りにあたる猟友会の方、放獣作業に従事する専門業者や自治体職員、逃走後に興奮したクマに出会う可能性がある地域住民やハイカーなどが想定されます。 また、人に出会わずにクマが逃走したとしても、万一罠で手や足を失っていた場合、うまく木に登ることができないため、その後エサがうまく採れず、人里の農作物などに被害を及ぼす可能性があります。神奈川県でも過去に錯誤捕獲、捕殺されたクマがすでに手の一部が欠損しており、過去にもくくり罠にかかっていた事例がわかっています。 こうしたことから、くくり罠による錯誤捕獲は、できる限り起こさないようにすることが最善であり、未然防止のための対策をしっかりとる必要があります。 被害対策、人への安全を考える上でも大変重要だと思います。	A	ご意見を踏まえ、ツキノワグマ等の錯誤捕獲を防止するための具体的な配慮事項や取組について記載しました。  (第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
5	イ	<p>くくり罠による錯誤捕獲防止対策</p> <p>1. (くくり罠の直径を最大(短径、長径共に) 12cm以内とする。 現在、直径12cm以内の規制はあるものの、長径は20cmなどの状態で設置されている事例もあります。 錯誤捕獲を減らすために、ぜひ規制強化の実現をお願いいたします。 大日本猟友会会長からR3年度の環境省野生動物小委員会で意見書が提出されており、わたしもそのご意見に賛同いたします。</p> <p>一般社団法人大日本猟友会 会長 佐々木洋平 意見書一部抜粋 (R3.3.3.)</p> <p>◆「くくりわな」の直径の計測方法について</p> <p>くくりわなは、人身事故の防止やクマ類の錯誤捕獲防止等のため、輪の直径は12cm以内とすることとされているが、現在のその計測方法は「短径」が12cm以内とされ、現実には長径が20cmを大きく超える楕円形のわなが多く設置されている。 その結果、クマ類の錯誤捕獲が全国的に多発している他、昨年4月には山菜取りに行った婦人、2013年には岐阜県での子供、2019年には大分県で草刈作業中の男性等々の人身事故が発生しており、早急な対応が必要である。 「くくりわなは、本来の趣旨に基づき、早急に最大径12cm以内とすべき。」</p>	E	<p>わな猟におけるくくりわなの直径の計測方法については、鳥獣保護管理法施行規則及びその運用に係る環境省自然環境局野生生物課長通知に沿うこととしており、同省における検討結果に沿って対応していきます。</p>
6	イ	<p>2. くくり罠の設置場所や時期について、クマ捕獲の可能性が高い場所、時期を避けるよう設置者にご指導、ご支援をお願いいたします。 また、農地や集落周辺など、放獣作業が困難な場所での設置を可能な限り避けていただきたい。 過去にツキノワグマによる錯誤捕獲や被害、出没実績がある場所においては、錯誤捕獲の可能性が高いため、実績のある時期にイノシシのくくり罠(箱罠も)設置を避けるようご指導いただきたい。 特に、8月後半から11月前半にかけては、クマが越冬前の脂肪蓄積のために、エサとなる木の实などを求めて広範囲を移動し、人里近くへ下りてくる時期にあたります。 周囲にクマの餌となる広葉樹や果樹がある場所では、クマの錯誤捕獲の可能性が高まります。くくり罠の設置場所や時期を吟味することで、錯誤捕獲の軽減が図れると思います。</p>	A	<p>ツキノワグマ等の錯誤捕獲を防止するための具体的な配慮事項や取組について記載しました。</p> <p>(第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止)</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
7	イ	<p>◆集落、農地周辺の藪の刈り払い 被害の軽減のために、誘引物となる放棄果樹の伐採や集落周辺の藪の刈り払いは大変重要であると思います。 ただ、自治体の人出不足、土地所有者が地元不在で遠方に在住していたり、土地所有者の把握、承諾が取れないなどで、対応が困難な状況が多くあります。マンパワーも不足しております。 果樹伐採、藪刈り払いなどの環境整備を地元任せにするのではなく、円滑に被害対策を進めることができる仕組み作りが必要だと思われまます。 地主不在の土地の環境整備をどうするのか、ご検討をお願いいたします。 実際の作業にあたりましても、県はじめ、農協、森林関係の各種団体、民間団体含めて幅広い機関が協力して実施できる体制づくりをご検討いただきたくお願い申し上げます。（具体的なことが記載できず申し訳ありません） 藪の刈り払いについては、農地や集落周辺などでは野生動物対策として、徹底して行う必要がありますが、里山の雑木林、自然林での林床植生の刈り払いは、かえってシカのエサ場を作り、急峻な地形の場所では土壌浸食を引き起こすことにもつながるため、慎重な判断を求めます。</p>	B	<p>被害防除対策には、地域ぐるみの対策が必要不可欠であり、県は、住民等を中心とした体制づくりを支援し、地域の主体的な取組を促進する施策の一環として、地域ぐるみの対策推進のために市町村が行う多様な主体を活用した新たな対策等のスタートアップを支援する事業を開始しています。 また、自然林については、整備を行うことでシカによる植生への影響の増大や土壌流出を引き起こさないよう、留意して取り扱っています。</p>
8	イ	市町村等主体の捕獲が進んで良かったです。	B	引き続き県と市町村で連携・協力し、集落環境整備、防護対策、捕獲の3つの基本対策の取組を推進していきます。
9	イ	生息分布の拡大傾向や横須賀市域で被害が発生していることから、勢いを止め切れていないようにも見えます。さらに捕獲圧を高める必要があるように思えます。	B	相模川以東の地域において、イノシシの定着解消に向け、個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、市町と連携して強化した取組を行っていきます。
10	イ	県内有数の生産量を有する農地にイノシシの生息分布が拡大した場合の農業被害の大きさが懸念されます。農業者にとっても、もはや他人事ではない、ということをご今年一度三浦半島エリアの農業者、農業団体に認識してもらい、捕獲への協力等を得ても良いかもしれません。	A	<p>ご意見を踏まえ、まだイノシシの生息が確認されていない地域も含めて人材育成・普及啓発を実施していくこととし、その旨を記載しました。</p> <p>（第4章-7-(5) 人材育成・普及啓発）</p>
11	イ	農作物被害の軽減の管理目標値は、年によってばらつきが大きいので、単年度の被害額からの減少ではなく、過去5年の平均値の減少を据えてみてはいかがでしょうか。被害感覚にも近く、継続的な努力を引き出すにはその方が良いかな、と思います。	A	<p>ご意見を踏まえ、農作物被害額の推移（図2-1）に5年平均のグラフを追加しました。</p> <p>（第2章-1-(1) 農作物被害の軽減）</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
12	イ	実態を表していない被害額を管理の目標値とすることの妥当性については、継続して検討する必要があると思われます。	A	ご意見を踏まえ、農作物被害額等の数値だけでなく、実態に即した被害状況の把握に努める必要がある旨を課題として記載しました。  (第2章-2-(1) 被害防除対策)
13	ア	イノシシの生態的な特性に鑑みて、特定鳥獣管理計画のセオリーである地域個体群管理にあえて踏み込まず、人里での被害の軽減と県東部への分布拡大防止に的を絞って特化していることは、非常に的確であり高く評価します。 モニタリングについても、いたずらに個体数把握に労を割くことなく、捕獲状況を指標にする素案の方法で十分。どうか出来る限り人里での被害対策や市街地出没の防止にエネルギーと時間を使ってくださいませ。 イノシシは、ハンターや猟区の管理者にとっては、貴重な獲物であり、かけがえのない資源であることもどうかお忘れなく。	B	イノシシが狩猟の資源となっている点についても留意しながら、引き続き被害の軽減及び生息分布の拡大防止に重点を置いて取組を進めていきます。
14	イ	生息環境について 人里周辺の耕作放棄地や放置竹林の整備に地域全体で取り組むことも重要であるが、P15にあるように、シカ管理による人工林の間伐や混交林化などの森林整備による植生回復と同調させて、イノシシが人里よりも山で生息できるような森林管理を計画的に進めてもらいたい。	B	人工林の間伐や混交林化などの森林整備、ニホンジカの管理などを進めることによつて、林床植生の回復や広葉樹の生育を図り、イノシシを含む野生動物の生息環境の改善を進めてまいります。
15	イ	イノシシ対策は、捕獲を行うばかりでなく、森林施策との結び付けをより密にして、棲み分けののための人里周辺の環境整備に力を入れる必要がある。 15ページに書かれているようにシカ管理による自然植生の回復と連動させて、イノシシが山で暮らせるよう、山岳地の生息環境改善をしっかりと進めてもらいたい。 「里は藪刈り、山は数の回復」を図るための計画的な森林管理を進め、人とイノシシの棲み分けを実現する必要がある。そんなイメージでイラストを加えてみたらどうか。	A	県では、人工林の間伐や混交林化などイノシシをはじめとする野生動物の生息環境の保全に資する森林整備を進めています。その点も含め、人とイノシシの棲み分けのイメージを表現したイラストを作成し掲載しました。  (第3章-3 管理の考え方)
16	イ	第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止 「ツキノワグマの出没地域でわなを設置する際は、錯誤捕獲のおそれがあることを十分に考慮する。また、錯誤捕獲を防ぐため、わなを設置した付近でツキノワグマの出没が確認された場合は、箱わなの扉を閉めたり、わなの移設や撤去について検討を行う。併せて、設置したわなの見回りを徹底するとともに、見回りの際、わな周辺でのツキノワグマの出没を確認するため、足跡等の痕跡について確認を行う。」 上記に加え、ツキノワグマの錯誤捕獲の恐れがある地域においては、くくり罠の設置は控える事。設置した場合は、くくり罠にかかったツキノワグマに対して、猟銃免許所持者が直ちに麻酔処理が出来るような体制を整備すること。	A	くくり罠の設置場所や時期について、画一的に回避を指導するのは困難ですが、クマの出没情報に基づき、錯誤捕獲が発生しないよう、設置者に対しての注意喚起に努めていきます。 また、「被害に応じて市町村等が行う捕獲の従事者に対し、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事前の放獣体制等の構築及び放獣場所の確保に努めるよう指導する。」旨の記載を追加しました。  (第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
17	イ	第4章-2 -(3) わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止 「わなの移設や撤去について検討を行う。」とありますが、検討を行っても錯誤捕獲の防止にはなりません。『錯誤捕獲の防止』と項目立てをしているわけですから、「わなの移設や撤去について適切に判断して防止に努める。」と改めるべきです。 この“適切に判断”と表記することで、わな従事者の意識を高め、クマとわな従事者双方にとって無用なトラブルの回避につながるものと考えます。	A	「わなを設置した付近でツキノワグマの目撃や痕跡の確認があった場合は、箱わなの扉を閉めたり、わなの移設や撤去について適切に判断して錯誤捕獲の防止に努める。」という表記に変更しました。  (第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止)
18	イ	第4章-2 -(3) わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止 (1)の1番初めに、「県または市町村はツキノワグマの錯誤捕獲の可能性がある具体的な地点情報を地域の狩猟者や農家に提供する。また、防止のための基礎資料として、錯誤捕獲で使用された猟具の直径や形状、および地点の情報を収集する」と追記すべき。  [理由1] 現在の(1)の文章は、3つの文に分かれているが、いずれも主語がありません（「錯誤捕獲のおそれがあることを十分に考慮する」、「わなの移設や撤去について検討を行う」、「足跡等の痕跡について確認を行う」）。実際にわなを設置する狩猟者や農家を想定していると思われるが、錯誤捕獲のおそれがある地点を認識できているとは限らない。  [理由2] 県内のわな猟の登録者数は、H19年からH29年に倍以上に増えていることから、設置数は大幅に増えていると考えられる。しかし、半数以上のわな猟師は経歴10年未満である。また、農地周辺にわなを設置する農家は加害獣の除去に興味があり、捕獲技術そのものにも興味がある訳ではない。錯誤捕獲を防止するためには、「各自で考えて注意してください」ではなく防止するための具体的な情報（地点、猟具）を提示することが重要だと思います。	A	「ツキノワグマについて、県は出没地域の情報提供に努める」「被害に応じて市町村等が行う捕獲の従事者に対し、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。」という表記を追加しました。  (第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止)
19	イ	第4章-2 -(3) わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止 この項目があることは、大変良いことと思います。追記として、わなの規格もしっかり守る必要があることの明記が必要と思います。 次のページのイには禁止されている旨も書かれていますが、上記の項にも対策の一つとして記載されたいです。	A	「ツキノワグマについて、県は錯誤捕獲するおそれのある地域では輪の直径が12cmを超えるくくりわなを使用したイノシシ等の狩猟を行わないよう指導する」旨の記載を追加しました。  (第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止)
20	イ	第4章-2 -(3) わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止 錯誤捕獲の防止の必要性はクマに限りません。ツキノワグマに限らず、目的外の動物を捕獲しないよう考慮することが基本事項ではないでしょうか。	A	「誤ってイノシシ以外の動物が捕獲されないよう十分に考慮する」という記載を追加しました。  (第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
21	イ	第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止 人里での被害防止のための捕獲は重要であり、罠捕獲は有効。しかし、ククリ罠を使うときは誤って熊が掛らぬよう細心の注意を払うべきである 希少種保護以前に人身への危険が非常に大きい。他県では死亡事故も発生していると聞く。熊がいる地域でククリ罠を使う場合は、直径12cmを超えないという規制があるはずだが守られているのか疑問。狩猟、有害捕獲を問わず遵守されるよう厳格に取らねばならない。	A	「ツキノワグマについて、県は錯誤捕獲するおそれのある地域では輪の直径が12cmを超えるくくりわなを使用したイノシシ等の狩猟を行わないよう指導する」旨の記載を追加しました。  (第4章-2-(3) わな猟におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止)
22	イ	第4章-2-(5)イ 禁止する猟法の一部解除 これまでに、ツキノワグマの生息が確認されていない市町（平塚市、中井町等）や秦野市の渋沢丘陵等、生息密度が高いエリア、例えば大磯丘陵の周辺はもう少し広げられたらな、と思います。	C	「ツキノワグマを錯誤捕獲するおそれのない地域」として、相模川以東の市区町村又は平成29年度以降、ツキノワグマの目撃・痕跡・撮影・錯誤捕獲・捕殺のいずれも確認されていない市町村で、かつ、隣接する市町村においても同様である地域としていますが、今後の出没状況等により検討していきます。
23	イ	奨励金は効果がありそうでしょうか。	C	有害鳥獣捕獲奨励補助金及び同補助金への養豚農場への豚熱の感染のおそれ大きい地域における上乗せ制度の活用状況及び効果について今後検証していきます。
24	イ	農作物被害の内容を記載すると注意喚起になると思う。	A	ご意見のとおり、作物別の被害状況は注意喚起や効果的な対策につながると考えられることから、地域別の被害作物分類別の被害額を記載しました。  (第2章-I-(1) 農作物被害の軽減)
25	イ	鳥獣被害の報告については、SNSを活用するなど簡易で手軽に報告できる手法を検討してほしい。	A	ご意見も踏まえて、被害状況調査について「報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。」と記載しました。  (第4章-3-(2) 被害状況調査)
26	イ	「かながわ鳥獣被害対策支援センターが実施した、ドローンによる空撮を活用した集落環境調査の試行に当たっては、従来の手法と比較し、労力軽減が図られるとともに、地域全体の被害状況や土地利用等を一目で把握できるため、現地での対策に効果的であることが実証されたことから、引き続きドローンの活用について、県内での実証を進めていく。」とあるが、すでに実証されているので「…引き続きドローンの活用について、県内での実用化を進めて行く。」でよいのではないかと。	A	「引き続きドローンの活用について、県内での実証を進め活用事例を蓄積していく。」に表現を修正しました。  (第4章-4 技術の開発・検討)
27	イ	第4章-6 豚熱のまん延防止のための取組 なぜ、野生イノシシだけにワクチンを投与するのか。家畜ではないのか。家畜には投与できない理由があるが、野生イノシシなら問題はないのか。その説明がほしい。	A	県内で飼養される豚・いのししについては、県の畜産部局で飼養衛生管理基準の徹底の指導や、CSFワクチンの接種を実施していますので、その旨を記載しました。  (第2章-2-(6) 豚熱のまん延防止のための取組) (第4章-6 豚熱のまん延防止のための取組)

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
28	ウ	参考資料3 考察 「自然移入した可能性もある」と記載しているが、実際には隔離分布となっている。そのため「自然移入」と考えるのは不自然であり、明確に「人為による移入の可能性はある」と表記すべきではないか。GPIPでイノブタとの交雑可能性を示唆しているが、県西部や他県ではどうなっているのか。そこを詰めないと、本来の調査目的である三浦半島にイノシシが隔離分布している原因が推定できず、折角の遺伝子調査自体が意味をなさなくなる。	B	人為による移入の可能性について、調査結果からは人為的に移入した個体であると推定することはできないものの、「これまでの周辺都県における遺伝子情報の調査結果からは自然分布ではない可能性も考えられた。」として同ページに記載しております。
29	イ	まず、イノシシの捕獲の促進にあたり、狩猟人口の減少や高齢化の問題も課題であると思う。 そして神奈川県は市街化した地域が多く、多数の県民にとって猟銃や罠といった狩猟道具を直接見る機会は少なく馴染みがないことや若者層への狩猟への関心を高めるためにも、官民一体で啓発活動やイベントの開催も行うことで狩猟への参加者を増やすことも捕獲の促進にあたり必要であると思う。 具体的に、猟友会に所属している猟師との交流会、猟師の狩猟免許取得のきっかけと目的、どのような場所で狩猟活動をしているか、猟期中の出猟回数、狩猟形態、将来的継続性、現時点での狩猟の問題点や不安点、狩猟を始める前と後での変化、猟で得た肉・骨・皮はどうしているか、狩猟の魅力・楽しさとは何かを説明する講演会、狩猟で得た肉・骨・皮を加工した製品の販売会といった形で狩猟を身近に感じられるイベントの実施を積極的に行うべきであると思う。	B	捕獲の担い手の育成に向け、狩猟免許試験の休日開催や地方開催など等により、狩猟免許試験の受験機会の拡大や、農業協同組合を通じた農業従事者等の狩猟免許取得の助成、狩猟経験のない又は経験の浅い者を対象に、実際に銃器やわなを使用した捕獲活動の現場を経験できる「かながわハンター塾2ndステージ」等の取組を実施していきます。
30	ア	イノシシによる人間生活や農業への被害が発生していても、当のイノシシが意図して悪意を持って加害しているとは思えず、その根本的な原因や誘因の条件を整えているのは人間側にあるのではないかと思います。 里山の農業利用の衰退が一因であるならば、（過度な利用と実施計画にならない限度をもって）バイオマスとしての経済的利用、循環を再生する施策も必要ではないでしょうか。例えば、薪としての利用と災害備蓄としての買い取り制度や、小規模薪ボイラーの普及などによる経済活動の創生など環境の改善による、人家近くへの出没を抑制する手法を野生動物の所管の部署のみならず、県の農林水産の所管以外も含めた全体での総合的な取り組みの検討はできないでしょうか。 このことにより新たな雇用や経済活動の好循環を創造できないでしょうか。	C	イノシシが集落に近づきにくい環境をつくる集落環境整備については、ご意見を参考に、土地所有者や住民が主体となった里山づくりや地域おこしなど等の多様な地域活動との連携を促進していきます。

意見の内訳（意見分類）： ア 計画の基本的な考え方について／イ 管理事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： A ご意見は計画案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画案に反映できません／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
31	ア	<p>本計画の目的は、第3章にあるように人とイノシシの「棲み分け」により両者の軋轢を軽減することが目的である。そのためには、ニホンザル管理計画と同様に対象動物の全体像が把握され、どのエリアで除去あるいは保護をするかを判断されなければならない。</p> <p>ところが、本書の管理事業には除去に対応する捕獲の指針はあれど保護についての指針は全くない。また、捕獲目標の根拠として被害件数や捕獲経過のデータのみで示されており、本県のイノシシの生息実態が示されていない。</p> <p>本来前段に置くべき、生息状況調査は68ページ内にあるものの、具体的な内容は無く「産仔数が多く年間変動が大きい」ことを理由に綿密な調査をしないとしている。同じく「産仔数が多く年間変動が大きい」生物として漁業被害を及ぼすカワウがあるが、カワウ対策は複数県で個体数管理のネットワークを実際に構築し遂行されているため、「産仔数が多く年間変動が大きい」ことはイノシシの生息調査をしない理由にはなり得ない。</p> <p>対応する事業を至急拡充して適正な対応をしていただき、青天井の捕獲は是正していただかなければ、過去に欧米がクジラやゾウガメ、オオカミに行ったように無秩序な殺戮としか言いようがない。県下でも、明治維新後にイノシシの駆除のため鉄砲使用申請があり、地域から絶滅させてしまった前例があり、現状では同じ経過を辿っているように見える。</p>	C	<p>イノシシは全国的に生息地の範囲が拡大しており、環境省が定める指定管理鳥獣として生息状況や被害状況等を勘案し管理を図る必要があります。</p> <p>保護の観点からは、イノシシも含めた鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、鳥獣保護管理事業計画に基づき、必要な地域に鳥獣保護区を指定していきます。</p> <p>生息状況調査については、現行の手法による生息状況把握を継続しつつ、国レベルでの検討状況を踏まえ、県内で適用可能な実施手法があるか検討を進めていきます。</p>
32	イ	<p>イノシシは最近、高麗山のハイキングコースでよく見かけるようになりました。お年寄りや子どもたちも多く歩いているハイキングコースですので、農業被害だけでなく人身被害が今後増えないか心配もあります。</p> <p>もちろん人身被害を個別に防ぐ手立ては難しいので、そのための対策を強化することを要望するわけではありません。人身被害の起きる確率的な可能性の観点から一番大切なのは、人口が集中している横浜市などの大都市部への生息域の拡大を阻止することではないでしょうか。P4～P5の生息分布の推移を拝見すると、この3年間で拡大しているわけではなさそうですが、長期的な観点からも、ぜひ県東部への分布拡大の阻止とモニタリングに力を入れていただきたいと思います。</p>	B	<p>相模川以東の地域において、イノシシの定着解消に向け、個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、市町と連携して強化した取組を行っていきます。</p>
33	イ	<p>電気柵を利用している方が、電池切れで交換が間に合わずに被害にあってしまったと言っていました。よく知らないのですが、自家用農地でも補助があればよいと思います。</p>	E	<p>自家用農地であっても市町村が窓口となって市町村予算や県補助金等により鳥獣対策の支援を行っている場合がありますので、まずは地元市町村あてご相談ください。</p>
34	ア	<p>息の長い取組になりそうですが、地域によって、対策のメリハリがついているように思いました。県はじめ様々な主体が連携して取り組んでくれると良いと思います。</p>	B	<p>引き続き、市町村等と連携・協力し、鳥獣被害対策に地域ぐるみで取り組む体制の構築を支援していきます。</p>